

# 裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]  
[REDACTED]

処 分 庁 仙台市青葉福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] が平成 29 年 1 月 13 日付けで提起した生活保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

仙台市青葉福祉事務所長が平成 28 年 10 月 10 日付け H28 青保一・青保二第 3 号で審査請求人 [REDACTED] に対してした生活保護変更決定処分は、これを取り消す。

### 第 1 事案の概要

- 1 審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。) の [REDACTED] (以下「[REDACTED]」といふ。) は、平成 28 年 8 月 30 日 (以下特に断りのない限り日付は平成 28 年のものである。) 付けて仙台市青葉福祉事務所長 (以下「処分庁」という。) に、[REDACTED] 請求人及び請求人の [REDACTED] (以下「[REDACTED]」といふ。) の 3 人世帯として、生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。) に基づく保護 (以下「保護」という。) の申請 (以下「本件保護申請」という。) をした。なお、弁明書には、8 月 26 日に本件保護申請がなされたと記載されているが、処分庁から提出された書類には「8 月 30 日申請受理」との記載があり、本裁決書では、同日、本件保護申請がなされたものとする。
- 2 処分庁は、請求人世帯について保護を要する状態と判断し、9 月 8 日 (処分庁から提出された保護開始決定通知書の日付) 付けて、保護の開始時期を 8 月 26 日として、保護の開始を決定した (なお、保護の開始時期が本件保護申請日以前である点について、審理員から提出された事件記録の「処分庁に対する聞き取り記録 (TEL)」によれば、処分庁は、同日から請求人世帯が困窮状態にあると判断したため、同日から保護を開始したと思われる旨を回答している。)。
- 3 2 の保護開始に際しては、以下の事情が存在した。  
本件保護申請と同日付けて [REDACTED] から提出された資産申告書によると、預貯金は「有」とされているが、金融機関名や残高等の情報は一切記載されていないことから、処分庁は、法第 29 条の規定に基づき、別途金融機関に対し照会することとした。その他、同資産申告書記載の現金 [REDACTED] 円は、最低生活費の 5 割に満たないことから、収入として認定しないこととした。  
また、同じく [REDACTED] から提出された収入申告書によると、[REDACTED] 及び [REDACTED] は国民年金を受給しているものの、受給額は未記載であったが、処分庁は、当該年金に係る収入認定を一時保留とした。
- 4 処分庁は、10 月 7 日、青葉区保険年金課を通じ年金事務所に問い合わせを行い、8 月 15 日における [REDACTED] 及び [REDACTED] に係る年金支給額 (2箇月分) はそれぞれ [REDACTED] 円であること等を確認した。  
これを踏まえ、処分庁は、10 月 10 日、請求人世帯の月額の収入を [REDACTED] 円 ([REDACTED] の年金については年金担保貸付の返済額 (推定) を控除した後の額である [REDACTED] 円、[REDACTED] の年金については [REDACTED] 円とした。) と認定する保護変更決定処分 (以下「本件処分」という。)

を行った。なお、当該保護変更の時期は9月1日付けとした。

5 4のとおり、請求人世帯について、遡及して収入認定をしたことから、9月分及び10月分の保護費においてそれぞれ██████円の過支給が生じ、処分庁は、当該過支給額について返還させるため納入通知書を送付した。

6 請求人は、平成29年1月13日、本件処分を不服として、その取消しを求める本件審査請求を行った。なお、請求人が本件処分を知ったのは、10月18日であった。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

請求人は、概ね以下の理由により本件処分は不当であるとして、本件処分の取消しを求めるとともに、処分庁の所長以下関係職員の辞職を求めていると思われる。

処分庁は、9月1日時点で████及び████の年金の事を分かっていたにもかかわらず、9月分及び10月分扶助費において当該年金の収入認定を行わずに支給し、後日、本件処分により当該年金を収入認定し、扶助費の返納を求めている。これら処分庁の行為は、捏造や公文書偽造による処分庁の不正により行われたものであり、████及び████を施設に追いやる計画のミーティングが失敗に終わった腹いせに行われたものである。

### 2 処分庁の主張

処分庁は、概ね以下の理由により本件処分は適法かつ正当であることから、本件審査請求は棄却されるべきものであると主張している。

保護開始後、████及び████の年金を遡及して収入認定した理由は、その給付額などを確認し、確定した金額により収入認定したことによるが、その原因は、請求人世帯から挙証資料の提出がなく、給付額などの確認に一定の期間を要したためであることから、保護変更決定上、妥当な処分である。

## 第3 検討

### 1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。(以下「次官通知」という。)) 第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること」としている。

(3) 年金に係る収入の認定については、以下のとおりである。

ア 次官通知第8の3の(2)のアの(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること」としている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。(以下「局長通知」という。)) 第8の1の(4)のアは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、

6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」としている。

ウ 保護開始時の手持金に年金の残額が含まれている場合の取扱いについて、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。(以下「課長通知」という。)) 第10の10の2の答の2の(2)は、「手持金から繰越金として容認する額を控除した残りの額を次回受給月の前月までに分割して(少額の場合は当月分の)収入充当額に計上する」としている。なお、同答の1は、「保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費(医療扶助及び介護扶助を除く。)の5割を超える額」とし、これに満たない手持金は、繰越金として容認するとしている。

(4) 「生活保護手帳別冊問答集2016」問13-2における(答)の「2 扶助費戻入決定の遡及の限度」では、扶助費の額を遡及変更して、過渡分を戻入する場合の遡及変更の限度は、「3か月程度と考えるべきである。」とされている。

## 2 本件処分の検討について

### (1) [ ] 及び [ ] の年金の取扱いについて

1の(2)以下で挙げた次官通知等は、法の趣旨に則った取扱いを定めたものであると考えられるから、これらを踏まえて以下検討する。

国民年金は、通常年6回、偶数月の15日(この日が土曜日、日曜日又は祝日の時は、その直前の平日)に支給月の前月までの2箇月分が支給されることからすると、[ ] 及び [ ] の6、7月分の年金が8月15日に支給されていると思われる。そうだとすれば、当該年金(の残額)は、1の(3)のウのとおり、本件保護申請がなされた8月30日における手持金として取り扱われるべきである。そして、次回以降支給される年金分から、1の(3)のイのとおり、分割して収入認定するべきである(例えば、請求人世帯が8、9月分の年金として10月に支給される分については、10月及び11月の2箇月に分割して収入認定することとなる。)。

この点について、処分庁は、第1の4のとおり、10月7日付けケース記録によると、[ ] 及び [ ] が8月15日に支給された年金を9月1日付けで収入認定した上で本件処分を行っており、これは1の(3)のイの局長通知及び同ウの課長通知に沿わない取扱いであるが、本件において、このような取扱いをする必要性は見い出せず、またこのことに関する処分庁からの具体的な主張はなされていない。

したがって、当該取扱いは不適切であると言わざるを得ず、本件処分は取消しを免れない。

### (2) 処分庁の所長以下関係職員の辞職を求めている点について

請求人は、第2の1のとおり、本件処分の取消しと併せて、処分庁の関係職員がとった対応への不服を述べ、同職員らの辞職を求めている。しかしながら、当該求めは、本件処分の取消しを求める理由ではないことが明らかであり、本件審査請求において判断することはできない。

## 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、請求人から平成29年1月26日付け「生活保護の実施にかかる各種挙証資料の提供について(通知)」が提出されているが、これによれば、同日時点で処分庁は請求人に対して、  
■の年金担保(貸付金)の返還計画書等を求めており、本件保護申請後の経緯等は明らかでないが、処分庁は同日以前に法第29条に基づく調査等を行うことが可能だったにもかかわらず、請求人に対して直接、挙証資料の提出を求める以外に、■の年金担保による償還額を把握するための必要な調査等を行わないまま、少なくとも5箇月間は、■の年金収入について、推定による認定を継続していたことが認められる。(処分庁から提出された弁明書の添付資料「不就労収入・その他必要経費算定調書」によれば、推定による収入認定を開始した9月1日から、弁明書の提出日である平成29年1月31日までの間、推定による収入認定額を変更した旨の記録は確認できない。) そのほか、保護開始時に、法第29条に基づく請求人世帯の預貯金等の調査を行ったにもかかわらず、その結果がケース記録に記載されておらず、行政として事務を記録化する意識が不十分であったのではないかと感じざるを得ない点もある。これらを踏まえ、今後、処分庁は、より適切な事務処理体制を検討の上、適正な保護の実施に努めるよう要望する。

平成29年10月20日

宮城県知事 村井嘉浩

